

令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

令和5年度の事業計画は、当センターが5年間に取り組むべき内容を明記した第3期中期事業計画(R2~6年度)に基づき、これまで実施してきた「社会資本整備支援事業」「社会資本維持管理支援事業」「災害応援協力事業」「研究開発事業」「試験調査事業」「研修事業」「建設産業支援事業」を継続して実施する。

【第3期中期事業計画の基本目標】

- (1) 事業の品質向上
事業の品質向上のため、顧客の要求・期待に対し、より効果的な業務をより効率的に行う。
- (2) 市町の支援拡大
技術力不足・人員不足等、社会環境の変化の影響を最も受ける市町に対し、受託を含めた支援の拡大を図る。
- (3) 情報化事業、側面支援への挑戦
新たな事業への挑戦として、インフラデータ・プラットフォームの内製化を進め、社会資本の品質確保に向けた側面支援を行う。

【事業内容】

- (1) 社会資本整備支援事業
県や市町が行う建設事業の発注関係事務が適切に行われるよう、品質検査・工事管理支援及び積算支援等を行う。
 - ①品質検査・工事管理支援事業 県17件、4市1町 6件、公社1件
 - ②積算支援事業 県90件、2市1町10件
積算技術業務、積算協議会事務局業務
 - ③土砂災害警戒区域等指定支援事業 県1,000箇所
- (2) 社会資本維持管理支援事業
公共施設の維持管理のための点検、建設工事関係図書や各種資料データの登録及び保管、管理システムの運営を行う。
 - ①公共施設点検支援事業
長崎県橋梁・防災点検支援業務、長崎県港湾漁港施設点検支援業務
長崎県道路公社施設点検支援業務、市町橋梁維持管理システム支援業務、
市町橋梁定期点検支援業務
 - ②公共施設資料登録保管事業
工事図書・完成図書登録保管業務、委託業務電子成果品登録保管業務
- (3) 災害応援協力事業
近年の激甚化・広域化している災害に備え、自然災害などにより被災した、県内の地方公共団体における公共施設の早期復旧のための技術的および人的支援を行う。
監督補助：県1件

(4) 研究開発事業

県内の建設事業がより効率的かつ良質なものとなるよう研究開発を行う。

- ①市町のインフラシステム共同利用の研究(道路異常箇所通報システムの運用開始・共同利用プラットフォームの拡張)
- ②一般研修のe-ラーニングによる活用・普及の研究

(5) 試験調査事業

公的試験機関として、建設工事用材料や製品の品質を確認するため、試験や調査を行う。

- ①建設工事用材料等試験事業
(試験項目：コンクリート、鋼材、骨材・土質及びアスファルト)
- ②リサイクル製品等工場調査事業

(6) 研修事業

建設事業に携わる技術者の技術力の向上を図るため、各分野における専門性の高い研修や、地方公共団体職員の職務に必要な研修、関係団体が開催する講習会の支援を行う。

また、当センターで行う土木施工管理基礎研修の受講者のうち、長崎県が定める離島振興法指定地域に居住している受講者に対し、旅費及び研修期間の宿泊費を助成する。加えて、土木行政に携わる市町職員を対象に、センターの実務に携わりながら土木に関する必要な知識習得と技術力向上を図る長期研修を実施し、研修期間に発生する経費を全額助成する。

- ①一般研修事業
- ②土木部職員等専門研修事業(土木部職員等専門研修、市町職員専門研修)
- ③土木施工管理基礎研修事業
- ④市町職員土木技術実務研修(助成)
5,000千円×1人=5,000千円
- ⑤離島建設技術者育成支援事業(助成)
122千円×10人=1,220千円
- ⑥その他(研修施設等貸出、受託研修、講師派遣等)

(7) 建設産業支援事業

建設工事における労働災害などを未然に防止するための支援を行う。

- ・安全・安心パトロール事業

建設産業への側面支援として、県民の安全安心や地域社会の健全な発展のために必要不可欠な建設技術の研究活動や広報活動、ならびに社会資本整備の担い手となる人材の確保に寄与する活動に係る費用の全額若しくは一部を助成する。

- ・ながさき建設産業助成事業(助成)
 - 新技術・新工法の研究活動 1,000千円×5件=5,000千円
 - 新技術・新工法・新製品の広報活動 200千円×3件=600千円
 - 人材を育成する教育機関の活動費 200千円×7件=1,400千円